

平成十九年十一月二日受領  
答弁第一五二号

内閣衆質一六八第一五二号

平成十九年十一月二日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア人漁師による密入国に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア人漁師による密入国に関する再質問に対する答弁書

一について

衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア人漁師による密入国に関する質問に対する答弁書（平成十九年十月二十三日内閣衆質一六八第一一五号）六及び七についてにおいて述べた警察庁及び海上保安庁に現存する統計資料による出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）違反（不法上陸）の検挙件数のうち、御指摘の「中間ライン」を通過したものの数は、把握していない。

二から五までについて

御指摘の日本漁船「第三十一吉進丸」に対する銃撃・だ捕事件は、根室市を始め、我が国において衝撃をもって受け止められたと認識しており、日本人一名の生命が失われるという極めて由々しき事態であったと考えている。同事件以後、外務省として、ロシア側に対して様々な機会をとらえて類似の事件の再発防止を求める等の対応をとってきている。他方、お尋ねの平成十九年四月七日に北海道納沙布岬付近において発生したロシア連邦国民による出入国管理及び難民認定法違反事案については、「第三十一吉進丸」に対する銃撃・だ捕事件とは性格を異にするものであり、外務省として、かかる事案についてロシア連邦

政府に対して抗議する等の対応は取っていない。